入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成28年5月13日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　山田　邦博

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　国道２号淀川大橋床版取替他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所

（自）大阪府大阪市福島区海老江地先

（至）大阪府大阪市西淀川区野里地先

⑷　工事内容

１）実施設計（以下､「設計業務」という。）

ⓐ　設計延長　Ｌ＝725m、床版取替工詳細設計１式

ⓑ　設計業務履行期間　設計業務委託の契約締結日の翌日から平成28年12月20日まで。

ⓒ　本設計業務について、主たる部分の再委託は認めない。

２）施工（以下「建設工事」という。）

ⓐ　工事延長　Ｌ＝1,160m　工場製作工4,800ｔ、床版撤去6,000㎡、鋼床版設置15,000㎡、アスファルト舗装工12,000㎡、仮設工１式

ⓑ　工期　契約締結日の翌日から平成32年３月31日まで。

⑸　使用する主要な資機材

鋼材4,800ｔ、アスファルト2,200ｔ、コンクリート800㎥

⑹　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)の設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には建設工事の契約を締結する試行工事である。

⑺　本工事は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格が確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係る技術対話を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑻　参考額　本建設工事に先立って実施する設計業務の規模は2,000万円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の規模は85億円程度（税込み）を想定している。

⑼　本建設工事は、契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑽　本建設工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑾　本建設工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)の提出等を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⒀　総価契約単価合意方式の適用

１）本建設工事は､「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本建設工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

２）本方式の実施方式としては、

イ）単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。)のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ）包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、１）の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

３）受注者は､「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

４）その他本方式の実施手続は､「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒁　本建設工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を、通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に､「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。)であって､「競争参加者の資格に関する公示」(平成28年５月13日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「国道２号淀川大橋床版取替他工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。)の認定を受けている者であること。

ⓐ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

ⓑ　近畿地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

ⓒ　単体有資格業者及び特定ＪＶのうちの１社は、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。)における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

ⓓ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ⓑ及びⓒの再認定を受けた者を除く。)でないこと。

ⓔ　単体有資格業者、特定ＪＶのすべての構成員及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。)のすべての構成員は、平成13年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。)の施工実績（以下「同種工事の実績」という。)を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。)。

㋐　橋梁の床版取替又は橋梁架け替え工事。